

重度障害者支援加算の決定誤り及び 障害福祉サービス介護給付費等の誤支給について

1.概要

障害福祉サービスのうち、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、短期入所の利用者については、その方の障害の状態により、支給決定の際に「重度障害者支援加算」の対象であることを決定し、事業者は本体報酬に加えて、当該加算の算定を行うことができます。

このたび、東区・南区・美原区において、「重度障害者支援加算」の要件を満たしていない利用者に、誤って支給決定を行いました。また、南区・美原区において障害福祉サービス事業者に対して過大な報酬を支給していたことが判明しました。

決定誤り及び誤支給により、ご迷惑をお掛けする方に深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底いたします。

(参考)

○障害福祉サービス介護給付費等

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、支給決定を受けた障害者等が障害福祉サービス事業者から給付対象サービスを受けたときに、支給を行うもので、介護給付費、訓練等給付費などからなります。

○重度障害者支援加算

・強度行動障害者等に対し、手厚い支援体制がとられているとして厚生労働省が定める基準を満たした事業者において障害福祉サービスを提供した場合に本体報酬に加えて、算定できるものです。

○重度障害者支援加算（以下「加算」という。）の算定方法

【強度行動障害者（例）】

3年に1度行われる障害支援区分認定調査の調査項目（80項目）中の「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」等について、各項目の該当の有無と頻度を点数化し、その点数（行動援護スコア※）の合計が一定以上であるものが対象となります。

※行動援護スコア：障害支援区分認定調査の調査項目中「コミュニケーション」「説明の理解」「大声・奇声を出す」等の行動関連項目を点数化し、その点数を合計したもの。合計点数が10点以上の場合に重度障害者支援加算の算定が可能となります。

【重度障害者等包括支援対象者（例）】

3年に1度行われる障害支援区分認定調査の調査項目（80項目）中の「コミュニケーション」、医師意見書中の「麻痺」、障害支援区分等について、所定の判断基準の各項目に該当するか否かを確認し、すべてに該当する場合に対象となります。

2.発覚の経緯

令和5年 6月1日	美原区地域福祉課職員が、障害福祉サービス介護給付費の更新申請に基づき、加算の可否を確認したところ、過去の決定が誤っていたことが判明。
6月1～6日	美原区地域福祉課で同様の誤りがないか確認作業を実施。
6月7日	美原区の他の加算対象者について、誤りがないことを確認。
6月8日	美原区において、利用者に対し説明を行い、対象事業者に対し、お詫びと給付費の返還について説明。 障害福祉サービス課から各区地域福祉課・保健センターにおいて同様の誤りがないか点検を依頼。
6月14日	東区地域福祉課において、誤りがあることが判明。
6月15日	東区において、対象事業者及び利用者の関係者にお詫びと経緯の説明を行う。
6月15日	南区地域福祉課において、誤りがあることが判明。
6月15～21日	南区において、利用者本人に対し説明を行い、対象事業者に対し、お詫びと給付費の返還について説明。

3.全区の点検結果

- ・誤って決定を行っていた人数 7人
- ・上記7名の利用事業者数 11事業者（うち、誤って加算報酬支給を行った事業者 4事業者）
- ・影響額（事業者に返還を求め額）4事業者 計 3,866,097円

（内訳）

区	利用者	事業者	サービス種別	加算報酬支給額	返還請求額 (消滅時効分除く)
東	A	A1	共同生活援助	加算の支給なし	0円
南	B	B1	共同生活援助	加算の支給なし	0円
		B2	生活介護	加算の支給なし	0円
	C	C1	共同生活援助	590,976円	590,976円
		C2	生活介護	加算の支給なし	0円
	D	D1	生活介護	加算の支給なし	0円
		D2	生活介護	加算の支給なし	0円
		D3	生活介護	加算の支給なし	0円
E	—	短期入所	契約しておらず、 利用実績なし	0円	
美原	F	F1	施設入所支援	3,272,256円	2,800,512円
	G	G1	生活介護	333,579円	333,579円
		G2	生活介護	141,030円	141,030円
合計	7	11		4事業所： 4,337,841円	4事業所： 3,866,097円

※堺区・中区・西区・北区については、誤りはありませんでした。

※障害福祉サービスを利用する場合、利用者は一定の金額を負担することになりますが、誤って加算報酬支給を行っていたことが判明した 3 名については、自己負担額が 0 円であり、サービスを提供した事業者に介護給付費全額を公費で支給しており、利用者への影響はありません。

4.原因

(1) 東区における決定誤りの経緯・原因について（利用者 A）

ア 決定誤りの経緯（令和 3 年 10 月）

- ・区分認定の結果に基づき加算要件確認資料を作成した際、調査票から該当項目頻度を「月に一回以上」とすべきところを「週に一回以上」と誤って転記していました。
- ・転記を誤ったことにより、加算要件確認資料に誤りが生じました。
- ・誤って転記作成した加算要件確認資料に基づき、加算の決定を行いました。

イ 原因分析

- ・調査票を確認する際に別の項目と見間違えたことにより、正しい加算要件確認資料を作成できていませんでした。
- ・調査票と加算要件確認資料との照らし合わせを行っていなかったため、所属長を含む決裁者が転記の誤りに気が付きませんでした。

(2) 南区における決定誤りの経緯・原因について（利用者 B・C・D）

ア 決定誤りの経緯（令和 5 年 4 月/利用者 B、令和 4 年 6 月/利用者 C、令和 3 年 9 月/利用者 D）

- ・認定調査で選択された項目の頻度とそれに対応する特記事項の内容に矛盾があったため、その頻度を修正したにもかかわらず、修正前の頻度による行動援護スコアをもとに加算要件の確認を行いました。

イ 原因分析

- ・担当者が、修正後に審査会資料の再出力を失念していたために、修正前の資料で行動援護スコアを算定しました。支給決定調書を作成する段階において、業務システム内の行動援護スコアを確認することで、ミスは防げますが、そのような手順としていませんでした。
- ・決裁時に修正前の審査会資料にて行動援護スコアにおいて確認を行ったため、所属長を含む決裁者も誤りに気が付きませんでした。

※利用者 B、C、D いずれにおいても、誤りの経緯や原因は同様でした。

(3) 南区における決定誤りの経緯・原因について（利用者 E）

ア 決定誤りの経緯（令和 4 年 8 月）

- ・担当者が加算要件を満たしていると判断し、加算要件確認資料の作成をせずに、前回の情報をもとに支給決定調書を作成しました。

イ 原因分析

- ・重度の心身障害者であり、利用者の状態が大きく変わることはないとの思い込みから、本来作成すべき加算要件確認資料の作成を行いませんでした。書類不備にも関わらず、所属長を含む決裁者もその確認をしていませんでした。

(4) 美原区における決定誤りの経緯・原因について（利用者 F）

ア 決定誤りの経緯

- ・（平成 29 年 3 月）システム入力時に、加算項目のチェックを外すべきところを失念していました。
- ・（令和 2 年 4 月）審査会資料に記載された別項目の点数を行動援護スコアと誤認し、支給決定調書の加算項目の決定にチェックをしていました。

イ 原因分析

- ・（平成 29 年 3 月）業務システムは、更新前の加算情報が引き継がれる仕様となっています。担当者は更新前の加算対象であった者が、更新時に加算の対象でなくなった場合、業務システムに加算項目のチェックを外すべきところを失念していました。
- ・（平成 29 年 3 月）決裁時に所属長を含む決裁者が支給決定調書において確認できる状態でしたが、気付きませんでした。
- ・（令和 2 年 4 月）担当者は行動援護スコアを確認する際に別の項目と見間違えたことにより、正しい行動援護スコアを確認できていませんでした。
- ・（令和 2 年 4 月）決裁時に所属長を含む決裁者は審査会資料において行動援護スコアが 10 点以下であることが確認できる状態でしたが、気付きませんでした。

(5) 美原区における決定誤りの経緯・原因について（利用者 G）

ア 決定誤りの経緯（令和 4 年 5 月）

- ・加算要件確認資料作成時、調査票から該当項目頻度を「月に一回以上」とすべきところを「週に一回以上」と転記してしまいました。
- ・転記を誤ったことにより、行動援護スコアに誤りが生じました。

イ 原因分析

- ・担当者が加算要件確認資料作成時に誤った記載を行いました。
- ・加算要件確認資料が誤っていたため、所属長を含む決裁者も気付きませんでした。
- ・決裁時に所属長を含む決裁者は加算要件確認資料が誤っていることを審査会資料から確認できる状態でしたが、気付きませんでした。

5.対応

- ・誤った決定を行った期間の加算を削除し、利用者へ正しい内容の受給者証の交付を行っています。
- ・過大な報酬を支給した事業者に対し、介護給付費の返還を行っていただくよう調整します。
- ・返還を求めるにあたっては、分割納付等の要望に応じるなど丁寧に対応を行います。

6.再発防止策

- ・加算要件である行動援護スコアの点数について、システムにて自動計算される結果を確認することで、加算要件確認資料への転記による計算誤りを防止します。
- ・支給決定に関するマニュアルに確認方法、チェック項目など具体的な実施手順が記載されていなかったことから、マニュアルに追加して、確認すべき項目（①調査票が確定したものであることの確認、②転記するときに転記漏れ・転記ミスがないかの確認）を記載した手順書を作成します。

- ・複数人によるチェックを徹底し、支給決定調書の決裁者欄にチェック担当者の欄を加え、チェックを行ったことを所属長が確認できるようにします。
- ・制度内容の理解を深めるための研修を実施します。
- ・サービス担当者会議、係長会議等で再発防止策を各区に共有・周知し、改めて注意喚起を図ります。

問 い 合 わ せ 先	(1、6 に関する事)
	担 当 課：健康福祉局 障害福祉部 障害福祉サービス課 電 話：072-228-7510 ファックス：072-228-8918
	(2、3、4、5、6 のうち東区に関する事)
	担 当 課：東区役所 東保健福祉総合センター 地域福祉課 電 話：072-287-8112 ファックス：072-287-8117
	(2、3、4、5、6 のうち南区に関する事)
	担 当 課：南区役所 南保健福祉総合センター 地域福祉課 電 話：072-290-1811 ファックス：072-290-1818
	(2、3、4、5、6 のうち美原区に関する事)
	担 当 課：美原区役所 美原保健福祉総合センター 地域福祉課 電 話：072-341-0033 ファックス：072-362-0767